

# 改正された香川県最低賃金額の周知のため、 10月17日（金）午前8時からJR高松駅前で 周知用ポケットティッシュの配布を行いました。

香川労働局（局長 友住 弘一郎）は、令和7年8月20日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 籠池 信弘 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間1,036円」に改正決定し、令和7年9月18日付けの官報に公示したことから、改正された最低賃金は令和7年10月18日に発効することになりました。

## 10月18日に発効する香川県最低賃金「1時間1,036円」

を周知するため、10月17日（金）午前8時から、JR高松駅前で労働局幹部職員、有志の香川地方最低賃金審議会委員の計14名が、改正された香川県最低賃金額が記載された周知用カード入りのポケットティッシュ（1000個分準備）の配布を行いました。

ポケットティッシュの配布  を行う友住労働局長（右）



ティッシュを配布する  
有志の審議会委員の皆様と労働局職員

配布した周知用カード（4色を用意）



有志の審議会委員の皆様と労働局職員

香川労働局では、引き続き、改正された香川県最低賃金額の周知徹底に努めていくことにしています。